

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
7. 火薬類の製造施設等の変更に係る完成検査		火薬類取締法 第15条 第2項		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> 製造施設等の変更（製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更）の許可又は火薬庫の構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）の許可を受けた者は、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事をしたときは、市長が行う完成検査を受ける必要があります。 製造施設については法第7条第1号、火薬庫については法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを確認します。 				
4. 関係条文				
法		施行令	施行規則	市細則
			第4条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条 定置式製造設備に係る製造方法の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第22条 火薬庫構造等の技術上の基準 第32条 危険の虞のない場合の特則 第41条 完成検査の申請等 第44条 完成検査の方法	
5. 手数料			6. 標準処理期間	7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> 製造施設等の変更の完成検査 41,000 円 火薬庫の変更の完成検査 23,000 円 			5 日（検査日から）	2 部
8. 告示又は通知				
9. 審査する事項				
製造施設については法第7条第1号、火薬庫については法第12条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容と相違がないかを検査します。				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 2px; display: inline-block;">完成検査</div> ----- </div>				
1. 火薬類取締法施行規則 別表第1（製造施設） 2. 火薬類取締法施行規則 別表第2（火薬庫）				